2024年度　第1回　一橋大本番レベル模試　世界史

採点基準

全3問　120分　150点満点

Ⅰ（50点）

採点基準

問1（基準の合計22点→15点満点）

＊　ギリシア化（基準の合計21点→12点満点）

〔異民族の侵入①〕ムスリム／アラブ人が東ローマ帝国（ビザンツ帝国）に侵入した　3点

〔異民族の侵入②〕（侵入した勢力として①のほかに）スラヴ人／ブルガール人　3点

- ササン朝／アヴァール人／ランゴバルド王国を挙げても可とする

〔異民族の侵入③〕（侵入の結果）東ローマ帝国（ビザンツ帝国）の領土が縮小した　3点

- 帝国の支配領域が狭まったことが読み取れれば広く許容

〔異民族の侵入④〕（イスラーム勢力が奪った領土の例として）シリア／エジプト　3点

〔異民族の侵入⑤〕（縮小後の帝国の領土として）バルカン半島／小アジア／エーゲ海域　3点

- 「小アジア」は「アナトリア」としても可
- 縮小後の領土がギリシア文化圏（ギリシア周辺）であったことを指摘しても可

〔文化的変化①〕公用語がギリシア語に変化した　5点

〔文化的変化②〕（変化前の公用語として）ラテン語　1点

＊　制度改革（基準の合計16点→10点満点）

〔改革の担い手〕ヘラクレイオス1世が改革を主導した　1点

〔改革の目的〕（改革の目的は）異民族の侵入に対応するため　3点

〔軍管区制①〕軍管区制（テマ制）が導入された　3点

〔軍管区制②〕（制度の内容は）長官（司令官）に軍事・行政権を委任した　3点

- 軍管区（テマ）の長に現地の管理が委ねられたことが読み取れれば可とする

〔屯田兵制①〕屯田兵制が導入された　3点

〔屯田兵制②〕（①の内容は）農民に土地を与え，兵役義務を課した　3点

- 土地の付与／保有と兵役の賦課の両方が読み取れれば広く許容（例：「兵士に軍役と引き換えに農地を与えた」）

問 2（基準の合計 44 点→35 点満点）

＊　オットー1 世とローマ教会の関係（基準の合計 17 点→10 点満点）

〔オットーの戴冠①〕オットー1 世はマジャール人／スラヴ人／ノルマン人を撃退した 3 点

〔オットーの戴冠②〕オットー1 世はイタリア／ローマに進出した　3 点

〔オットーの戴冠③〕オットー1 世はローマ教皇から戴冠された　5 点

- 「ローマ教皇」を「ローマ教会」としても可とする

〔帝国教会政策①〕オットー1 世は帝国教会政策を進めた　3 点

〔帝国教会政策②〕（帝国教会政策では）皇帝が聖職叙任権を握った　3 点

＊　11 世紀以降の神聖ローマ皇帝とローマ教会の関係の展開（基準の合計 23 点→12 点満点）

〔叙任権闘争①〕皇帝と教皇は聖職叙任権を巡って対立した／叙任権闘争を起こした　3 点

〔叙任権闘争②〕（①で対立した教皇は）グレゴリウス 7 世　1 点

〔叙任権闘争③〕（①で対立した皇帝は）ハインリヒ 4 世　1 点

〔叙任権闘争④〕皇帝が教皇にカノッサで謝罪／カノッサの屈辱（カノッサ事件）が発生した　3 点

〔叙任権闘争⑤〕ヴォルムス協約で叙任権闘争が決着した　3 点

〔叙任権闘争⑥〕（⑤で）皇帝が聖職叙任権を失った／教皇が聖職叙任権を握った　3 点

〔教皇権の伸長①〕（ヴォルムス協約の後）教皇権が皇帝に対し優位になった　3 点

- 叙任権闘争を経て教皇権が伸長したことが読み取れれば広く許容

〔教皇権の伸長②〕教皇権は 13 世紀／インノケンティウス 3 世の時代に絶頂に達した　3 点

- この時期に教皇権が強力になったことが読み取れれば広く許容

〔教皇権の伸長③〕インノケンティウス 3 世は神聖ローマ皇帝を破門した　3 点

- 具体的な皇帝の名前としてオットー4 世に言及したものも可とする

＊　10 世紀後半以前のローマ教会とビザンツ世界の関係（基準の合計 17 点→10 点満点）

〔首位権の主張〕（東西教会は）首位権を主張した　3 点

〔聖像崇拝論争①〕（726 年に）レオン 3 世が聖像禁止令を発布した　3 点

〔聖像崇拝論争②〕東西教会の間で聖像崇拝論争が起きた／（①に）ローマ教会は反発した　5 点

- 聖像の扱いを巡って東西教会が対立したことが読み取れれば広く許容

〔聖像崇拝論争③〕ローマ教会はゲルマン人への布教に聖像を用いた 3 点

〔聖像崇拝論争④〕（②を機に）ローマ教会はビザンツ帝国（世界）からの離脱の傾向を強めた 3 点

＊　11 世紀以降のローマ教会とビザンツ世界の関係の展開（基準の合計 23 点→12 点満点）

〔相互破門〕ローマ教会とギリシア正教会は（1054 年に）相互に破門した　5 点

- 11 世紀に起きたことが分からない場合 3 点のみ

〔第 1 回十字軍①〕イスラーム勢力／セルジューク朝がビザンツ帝国を圧迫した　1 点

〔第 1 回十字軍②〕ビザンツ皇帝はローマ教皇／ローマ教会に援助を求めた　3 点

〔第 1 回十字軍③〕（②を受けて）（第 1 回）十字軍が派遣された／十字軍派遣が唱えられた　1 点

〔第 1 回十字軍④〕（③を決めた教皇は）ウルバヌス 2 世　1 点

〔第 1 回十字軍⑤〕（③を決定した場は）クレルモン宗教会議　1 点

〔第 1 回十字軍⑥〕（第 1 回）十字軍はイェルサレムを奪回した　1 点

- （第 1 回）十字軍がイェルサレム王国を建国したことに言及しているものも可

〔第 4 回十字軍①〕第 4 回十字軍はインノケンティウス 3 世によって提唱された　1 点

- 第 4 回であることが読み取れない場合は不可

〔第 4 回十字軍②〕第 4 回十字軍はコンスタンティノープルを占領した　5 点

- 第 4 回であることが読み取れない場合は 3 点のみ

〔第 4 回十字軍③〕第 4 回十字軍はラテン帝国を建国した　1 点

- 第 4 回であることが読み取れない場合は不可

〔第 4 回十字軍④〕（③で）ローマ教会とビザンツ帝国／ギリシア正教会の関係は悪化した　3 点

Ⅱ（50 点）

採点基準

（基準の合計 58 点→50 点満点）

＊　啓蒙思想の思想的特徴（基準の合計 15 点→10 点満点）

〔思想的特徴①〕（啓蒙思想は）理性を重んじた　　5 点

〔思想的特徴②〕（啓蒙思想は）慣習／偏見／迷信／権威／絶対王政／教会を批判した 5 点

〔思想的特徴③〕（啓蒙思想は）人々の幸福増大を目指した　5 点

＊　フランス（基準の合計 35 点→15 点満点）

〔フランス①〕A はフランスである　　1 点

〔フランス②〕（フランスでは）啓蒙思想が盛んであった　　1 点

- 「（フランスでは）多くの啓蒙思想家が活躍した」など，啓蒙思想が興隆したことが読み取れれば広く許容

〔フランス③〕モンテスキューは三権分立／王権の制限を説いた／『法の精神』を著した　　5 点

- モンテスキューの具体的な功績に触れられていない場合は 3 点のみ

〔フランス④〕ヴォルテールはフランスの後進性を批判した／『哲学書簡』（『イギリス便り』）を著した　　5 点

- プロイセン／ロシアへの影響に関する指摘は〔プロイセン④〕／〔ロシア③〕で加点
- イギリス（の制度／文物）を紹介／評価したことを指摘しても可
- ヴォルテールの具体的な功績に触れられていない場合は 3 点のみ

〔フランス⑤〕ルソーは人民主権／自由平等を主張した　　5 点

- 「『社会契約論』」「『人間不平等起源論』」など具体的な著書名を挙げても可
- ルソーの具体的な功績に触れられていない場合は 3 点のみ

〔フランス⑥〕ディドロ／ダランベールは『百科全書』を編纂した　5 点

- 人名・書名のどちらかが書けていない場合は 3 点のみ

〔フランス⑦〕シェイエスは『第三身分とは何か』を著した 5 点

- シェイエスの具体的な功績に触れられていない場合は 3 点のみ

〔フランス⑧〕啓蒙思想は政府に弾圧された／危険視された 3 点

〔フランス⑨〕啓蒙思想はフランス革命／人権宣言に影響を与えた　5 点

＊　オーストリア・プロイセン・ロシア（基準の合計 52 点→33 点満点）

〔啓蒙専制君主①〕（中東欧では）啓蒙専制君主が改革を進めた／上からの改革が行われた　　3 点

- オーストリア／プロイセン／ロシアの個別の政策として触れても可

〔啓蒙専制君主②〕（①の内容として）中央集権化／宗教寛容／司法改革（法整備）／教育拡充 3 点

- オーストリア／プロイセン／ロシアの個別の政策として触れても可

〔啓蒙専制君主③〕（①の目的として）近代化／富国強兵を目指した　3 点

- オーストリア／プロイセン／ロシアの個別の政策として触れても可

〔啓蒙専制君主④〕（①では）啓蒙思想が君主の権力の正当化／貴族の抑制に利用された　3 点

〔啓蒙専制君主⑤〕（啓蒙専制では）身分制は変更されなかった／農奴の解放は進まなかった　3 点

- 人民の政治参加が進まなかったことを指摘しても可

〔オーストリア①〕B はオーストリアである　3 点

〔オーストリア②〕（君主として）ヨーゼフ 2 世　3 点

- ヨーゼフ 2 世の代わりにマリア＝テレジアを挙げた場合は 1 点のみ

〔オーストリア③〕（改革の内容として）農奴解放／税制改革／修道院解散／産業育成 1 点

- 官僚制の整備／死刑廃止／拷問廃止／貴族の免税特権廃止／ドイツ語公用語化について指摘しても可

〔オーストリア④〕改革は撤回された／諸民族／マジャール人／貴族の反発を受けた　3 点

〔プロイセン①〕C はプロイセンである　3 点

〔プロイセン②〕（君主として）フリードリヒ 2 世　3 点

〔プロイセン③〕（②は）「君主は国家第一の（下）僕」と称した　3 点

〔プロイセン④〕（②は）ヴォルテールと交流した／の影響を受けた　3 点

〔プロイセン⑤〕（改革の内容として）産業育成／農民保護／文芸保護／拷問廃止／検閲廃止　1 点

〔ロシア①〕D はロシアである　1 点

〔ロシア②〕（君主として）エカチェリーナ 2 世　3 点

〔ロシア③〕（②は）ヴォルテールと交流した／の影響を受けた　3 点

〔ロシア④〕（改革の内容として）文芸保護／社会福祉の充実／地方行政制度の充実　1 点

〔ロシア⑤〕（②は）反動化した／農奴制を強化した／貴族の特権を認めた　3 点

〔ロシア⑥〕（⑤の原因は）プガチョフの農民反乱　3 点

Ⅲ（50 点）

採点基準

（基準の合計 54 点→50 点満点）

＊　洋務運動の背景（基準の合計 40 点→18 点満点）

〔対外情勢①〕（清は）アヘン戦争で敗北した　　3 点

〔対外情勢②〕（清は）アロー戦争（第 2 次アヘン戦争）で敗北した　3 点

〔対外情勢③〕（①で）南京条約／不平等条約／（②で）北京条約が締結された　　3 点

〔対外情勢④〕（①／②において）西洋の兵器／（軍事）技術が活用された　5 点

- 西洋の兵器／技術がイギリス側の勝利につながったことが読み取れれば可
- 以下，「西洋」の部分はイギリス／フランスとしても可とする

〔対外情勢⑤〕（②によって）清の衰弱が明らかになった／危機意識が向上した　　3 点

〔国内情勢①〕太平天国の乱が起きた　　3 点

- 太平天国によって国内情勢が悪化したことが読み取れれば可とする

〔国内情勢②〕捻軍／ミャオ（苗）族／回民の反乱が起きた 1 点

〔国内情勢③〕正規軍（常備軍）／八旗／緑営は反乱に対処しきれなかった　1 点

〔国内情勢④〕（反乱鎮圧に）郷勇が活躍した　　1 点

〔国内情勢⑤〕（反乱鎮圧に）湘軍／淮軍が活躍した　　1 点

〔国内情勢⑥〕（反乱鎮圧を通して）漢人官僚の勢力が拡大した／漢人官僚が郷勇を組織した　3 点

〔国内情勢⑦〕（漢人官僚の例／湘軍を率いた人物として）曾国藩　1 点

〔国内情勢⑧〕（漢人官僚の例／淮軍を率いた人物として）李鴻章　1 点

〔国内情勢⑨〕（漢人官僚の例として）左宗棠　　1 点

〔国内情勢⑩〕常勝軍が清に協力した／太平天国の乱鎮圧に貢献した 3 点

〔国内情勢⑪〕（常勝軍を率いた人物として）ウォード・ゴードン　2 点

- どちらかだけ書けている場合は 1 点のみ

〔国内情勢⑫〕（反乱鎮圧を通じて）漢人官僚たちは西洋の兵器／軍事技術の優秀さを認識した 5 点

＊　洋務運動の内容（基準の合計 28 点→18 点満点）

〔内容①〕（19 世紀半ばに）洋務運動が始まった　5 点

〔内容②〕同治の中興と言われる時期／同治帝の治世に行われた　　1 点

〔内容③〕漢人官僚が主導した　3 点

〔内容④〕清の体制の再建／富国強兵／近代化が目指された 3 点

〔内容⑤〕西洋／イギリス／フランスの学問／技術が導入された　　5 点

- 清が西洋化をしようとしたことが読み取れるが学問や技術に触れていない場合は 1 点のみ
  （例：「西洋を見習って変革を進めようとした」「西欧化改革が行われた」）

〔内容⑥〕（改革の例として）兵器工場の設立　　5 点

〔内容⑦〕（改革の例として）西洋式軍隊の編成／北洋艦隊の編成／海軍学校の創設　5 点

〔内容⑧〕（改革の例として）紡績／鉄道／鉱山／鉄鋼／造船（汽船）／電信／洋書翻訳／留学 1 点

＊　洋務運動の限界が明らかになった経緯（基準の合計 29 点→18 点満点）

〔中体西用①〕（洋務運動では）「中体西用」の立場がとられた　　3 点

〔中体西用②〕（洋務運動／「中体西用」では）伝統的価値観が維持された　3 点

- 思想・精神面が従来のままだった旨が書かれていれば可

〔中体西用③〕（洋務運動／「中体西用」では）政治／社会／制度の改革は進まなかった　　3 点

- 改革が不十分だったことが読み取れるが政治／社会／制度に触れていない場合は 1 点のみ
  （例：「大きな変革をもたらすことはできなかった」「改革は不徹底に終わった」）

〔その他の限界〕（洋務運動では）改革は分権的であった／工場の経営に失敗した　　3 点

〔限界の露呈①〕清が清仏戦争で敗北した　3 点

〔限界の露呈②〕清が日清戦争で敗北した　5 点

〔限界の露呈③〕（②の具体的な戦いとして）黄海海戦　　3 点

〔限界の露呈④〕（③で）北洋艦隊が壊滅した　　3 点

〔限界の露呈⑤〕（日清戦争で清と争った）日本は明治維新を経験していた　3 点